

## 農林水産省告示第五百九十七号

農林水産分野において、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）による当該分野の民間団体による個人情報保護を推進するため、認定個人情報保護団体の認定に係る申請様式その他の必要な事項を示すものとして、農林水産分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を次のとおり定める。

平成十七年三月二十九日

農林水産大臣 島村 宜伸

農林水産分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針

（目的）

第一条 この指針は、農林水産分野における個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）及び個人情報保護に関する法律施行令（以下「令」という。）に規定する認定個人情報保護団体に係る認定、認定の取消しその他の必要な事項を定めることにより、当該分野において活動を行う民間団体による個人情報保護を推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

（認定個人情報保護団体の認定の申請）

第三条 農林水産分野における個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として法第三十七条第一項各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）による同条第二項の申請は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（業務の実施の方法に関する書類）

第四条 令第九条第二項第三号の認定の申請に係る業務の実施の方法を記

載した書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条第一項第一号に規定する業務に係る苦情処理規則
- 二 法第三十七条第一項第二号の対象事業者に対する情報提供に係る書類
- 三 法第三十七条第一項第三号に規定する業務の実施方法を記載した書類
- 四 法第四十三条第一項に規定する個人情報保護指針を作成している場合にあつては当該指針、作成していない場合にあつては作成の見通しについて記載した書面
- 五 個人情報の取扱いに関する内部規程等の概要を記載した書面

2 前項第一号に掲げる苦情処理規則には、少なくとも次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 苦情処理の目的
- 二 苦情処理の実施体制
- 三 苦情処理組織の責務
- 四 苦情処理結果等の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項  
( 苦情処理結果の記録及び集計結果の公表の様式は、参考様式第一号に準じて作成するものとする。 )
- 五 人材育成のための研修等に関する事項
- 六 取り扱う苦情の範囲
- 七 苦情処理に要する費用の分担に関する事項
- 八 苦情処理の受付窓口に関する事項
- 九 苦情処理に係る手続に関する事項  
( 業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を証する書類 )

第五条 令第九条第二項第四号に掲げる認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類は、次に掲げるものとする。

- 一 苦情処理及び対象事業者に対する情報提供を行うための組織が存在

することを証する書類

二 苦情処理及び対象事業者に対する情報提供を行うために必要かつ適切な人員等を確保していることを証する書類

( 経理的基礎を証する書類 )

第六条 令第九条第二項第五号に掲げる事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類は、次に掲げる事項が明らかになるものでなければならない。

一 認定の申請に係る業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。

二 債務超過となっていないこと。

( 重要事項の変更の届出 )

第七条 認定個人情報保護団体は、令第九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第二号による重要事項変更届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の重要事項変更届出書には、変更後の書類(令第九条第二項第二号から第四号まで、第六号又は第八号に掲げるものに限る。)を添付しなければならない。

( 廃止の届出 )

第八条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、別記様式第三号による業務廃止届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

附 則

この指針は、平成十七年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

法人名

代表者名

印

認定個人情報保護団体に係る認定申請書

認定個人情報保護団体の認定を受けたいので、個人情報の保護に関する法律第37条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 法人の名称
2. 法人の住所
3. 代表者又は管理人の氏名
4. 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地の住所
5. 認定の申請に係る業務の概要

年 月 日

農林水産大臣 殿

法人名

代表者名

印

認定個人情報保護団体に係る重要事項変更届出書

認定業務に係る事項に変更を生じたので、個人情報の保護に関する法律施行令第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1. 変更に係る事項

	変 更 後	変 更 前
法人の名称		
法人の住所		
代表者又は管理人の氏名		
認定に係る業務の概要		

(注) 変更のない項目については、斜線を引く。

2. 添付する変更後の書類

(記載事項に変更のあった令第9条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号の書類名を記載する。)

別記様式様式第3号(第8条関係)

年 月 日

農林水産大臣 殿

法人名

代表者名

印

認定個人情報保護団体に係る業務廃止届出書

認定業務を廃止したいので、個人情報の保護に関する法律第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 法人の名称
2. 法人の住所
3. 代表者又は管理人の氏名
4. 法第四十二条第一項の申出の受付けを終了しようとする日
5. 認定業務を廃止しようとする日
6. 認定業務を廃止する理由

参考様式第1号（第4条第2項第4号関係）

年度 苦情処理に関する実績報告

報告年月日 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

1. 年度苦情処理実績

(1) 苦情処理件数

本年度受付件数		件
うち解決件数 (うち団体自身の調査のみで解決)	(	件)
うち未済件数(a)		
うち解決不能件数		

前年度未済件数 (うち本年度未済件数)(b)	(	件)
---------------------------	---	----

本年度未済件数(a + b)		件
----------------	--	---

(2) 受付ツール別件数

電話		件
来訪		件
郵便等		件
F A X		件
E - メール等		件
合計		件

(3) 苦情内容内訳

利用目的の特定(法第15条)		件
利用目的による制限(法第16条)		件
適正な取得(法第17条)		件
その他		件
合計		件

2. 上記以外(相談・問い合わせ)件数

\_\_\_\_\_ 件

備考

- 1 「本年度受付件数」は、「受付ツール別件数」の合計と一致。
- 2 「本年度未済件数」は、次年度の「前年度未済件数」と一致。
- 3 「苦情内容内訳」には、2以上の区分に該当する場合は重複して記載。